

# 介護保険制度におけるケアマネジメント業務の 効果的・効率的運用を考える

大正大学 名誉教授 橋本 泰子

## はじめに — 本日のプレゼンテーションの骨子 —

- 1 ケアマネジメントの目的は何か
  - 言葉づかいの推移を整理しながら
  - 可能な限り在宅生活を可能にする支援か、
  - 入所施設における個別性のある生活を可能にする支援か
- 2 介護支援専門員に対する評価をいかに考えるか
  - 介護支援に要するコストと機能の面から
- 3 介護支援専門員の質向上のために
  - (1) 研修のあり方の修正
  - (2) 日本ケアマネジメント学会における認定ケアマネジャー制度

## 1 あらためて「ケアマネジメント」というタームを考える

### (1) ケアマネジメント制度化の萌芽

『介護対策検討会報告書』平成元(1989)年12月 15頁

「… サービス拠点と利用者との的確につなぐ機能が必要である。厚生省の在宅介護支援センター構想は、24時間対応の下に在宅介護についての総合的な相談に応じ、必要な場合は本人や家族に代わって各種保健福祉サービスの適用について市町村と調整し、必要なサービスを家庭に結び付けるものであり、サービスの拠点と同様、全国的に在宅介護支援センターを整備展開する必要がある」。

2

## 1 あらためて「ケアマネジメント」というタームを考える

### (2) 新しい介護システムのケアマネジメント導入の提案

『新たな高齢者介護システムの構築を目指して』

平成6(1994)年12月 29頁

(ケアマネジメントの機能)

- 新たな介護システムにおいては、高齢者や家族を専門的な観点から支援する仕組みである「ケアマネジメント」が、次のような機能を果たすことが期待される。

3

## 1 あらためて「ケアマネジメント」というタームを考える

- ① サービス利用に際して、高齢者や家族の相談に応じ専門的な立場から助言すること
- ② 介護の必要な高齢者や家族のニーズを把握し、そのニーズや介護の必要度に応じ、関係者が一緒になってケアの基本方針とケア内容を定めたケアプランを作成すること
- ③ そのケアプランを踏まえ、実際のサービス利用に結びつけること
- ④ 高齢者のニーズやサービス提供状況を把握しながら、適切なサービス利用を継続的に確保すること

4

## 1 あらためて「ケアマネジメント」というタームを考える

### (3) ケアマネジメントにかかわる ターム の検討

#### ① ケースマネジメントか ケアマネジメントか

- 援助・支援におけるクライアント(利用者)主体の国際的風潮の中で
- イギリスにおける「国民保健サービスとコミュニティケア法」へのケアマネジメント導入の影響
  - 1988年 グリフィス報告における提案 (注1)
  - 1991年 この年のイギリス政府の資料から Care Management に統一された (注2)

(注1)イギリス保健省(白澤・広井・西村訳・著)『ケアマネジャー実践ガイド』医学書院, 1997年, まえがき。

(注2)田端光美『イギリス地域福祉の形成と展開』有斐閣, 2003年, 181頁

5

## 1 あらためて「ケアマネジメント」というタームを考える

### ② 介護保険法における文言としては 日本語表記となる

- ケアマネジメント → 居宅介護支援
- ケアマネジャー → 介護支援専門員

### ③ 「言葉づかい」についての 現在の私のおもい

6

## 2 居宅介護における介護支援専門員と 施設介護における介護支援専門員

### (1) 共通した役割

利用者一人ひとりの日常生活維持にかかわるニーズに応じ、  
個別性の高いケアを適切に提供すること

### (2) 役割遂行における業務内容の相違

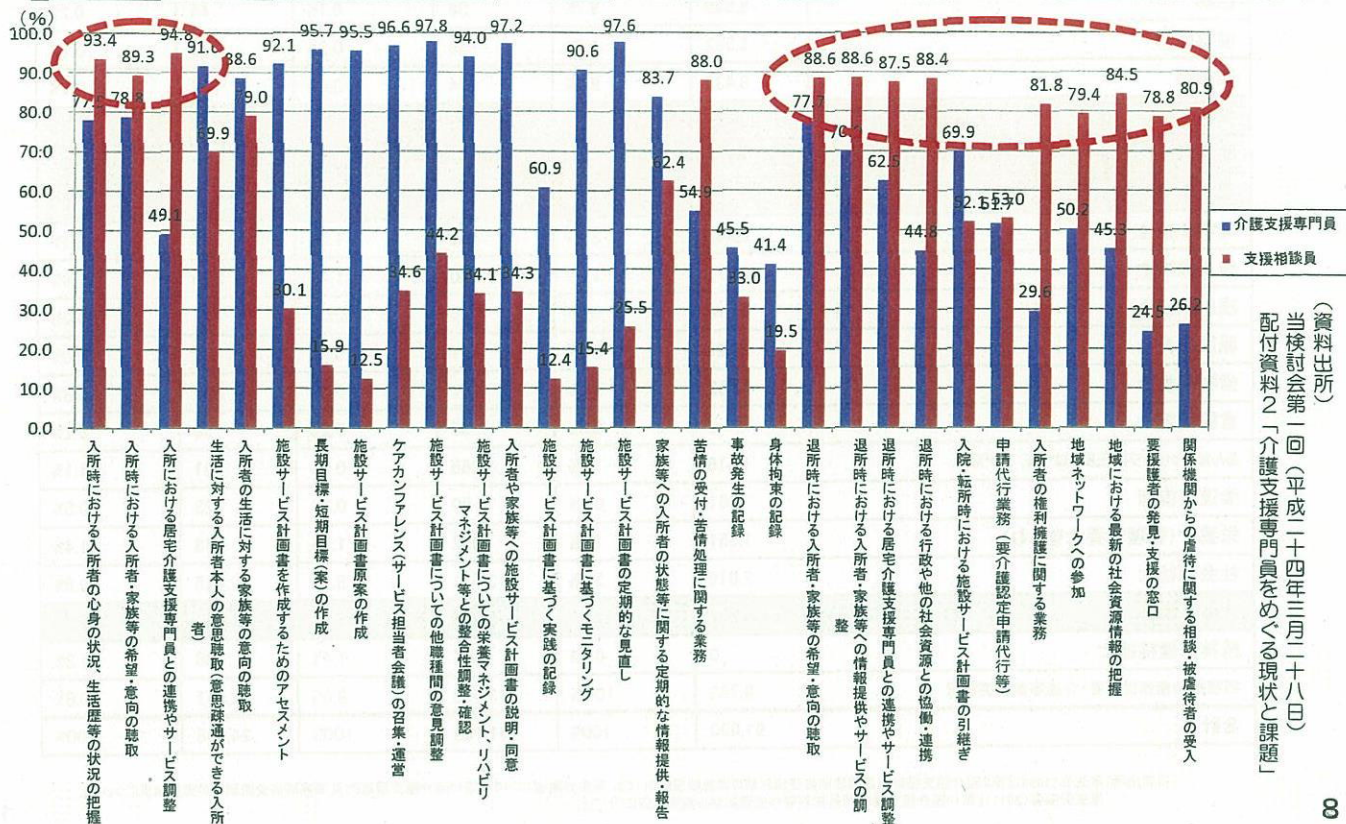
- 活用するサービスの違いと協働するチームメンバーの違い
- 業務内容の違い

### (3) 提案

7

## 施設のケアマネジャーと相談員の業務について②

○ 指定老人保健施設においては、介護支援専門員の他に、「支援相談員」の入所・退所にかかる業務や地域との連携に関する業務等の実施率が高い。



8

### 3 居宅介護における介護支援専門員の役割を 今一度考えてみたい

#### (1) 制度創設からまだ 12年

- 介護支援専門員に対するそれなりの評価も批判も
- 多様なバックグラウンドをもつ介護支援専門員(表参照)

#### (2) “ケアマネジャー不要論”等に対して

- ① 多くの利用者にとって、my care plan の作成は可能か
  - より「言いなりプラン」にならないか
  - 利用者自身がプランを作成する能力がない場合、プラン作りを支援する家族がない場合

- ② 保険者の負担の拡大  
業務量とコストと

#### (3) 居宅介護支援に利用者の1割負担を導入したら

9

## 介護支援専門員実務研修受講試験合格者の職種別の推移表

職種	第1回(平成10年度)		第13回(平成22年度)		第14回(平成23年度)	
	人数	構成比率	人数	構成比率	人数	構成比率
医師	8,889	9.7%	36	0.1%	44	0.2%
歯科医師	1,582	1.7%	59	0.2%	35	0.1%
薬剤師	8,437	9.2%	174	0.6%	184	0.7%
保健師	9,452	10.3%	397	1.3%	331	1.3%
助産師	306	0.3%	18	0.1%	20	0.1%
看護師, 准看護師	30,701	33.5%	2,477	8.0%	1,884	7.6%
理学療法士	2,963	3.2%	463	1.5%	510	2.1%
作業療法士	1,471	1.6%	380	1.2%	355	1.4%
視能訓練士	10	0.0%	3	0.0%	5	0.0%
義肢装具士	29	0.0%	1	0.0%	2	0.0%
歯科衛生士	1,352	1.5%	241	0.8%	209	0.8%
言語聴覚士	0	0.0%	55	0.2%	60	0.2%
あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師	1,416	1.5%	265	0.9%	261	1.1%
柔道整復師	861	0.9%	80	0.3%	123	0.5%
栄養士(管理栄養士を含む)	1,551	1.7%	352	1.1%	343	1.4%
社会福祉士	2,619	2.9%	3,031	9.7%	2,425	9.8%
介護福祉士	10,288	11.2%	19,602	63.0%	14,930	60.6%
精神保健福祉士	0	0.0%	437	1.4%	306	1.2%
相談援助業務従事者・介護等業務従事者	9,763	10.6%	3,038	9.8%	2,611	10.6%
合計	91,690	100%	31,109	100%	24,638	100%

(資料出所)厚生省(1999)『第2回介護支援専門員実務研修受講試験の実施状況について』, 厚生労働省(2010)『第13回介護支援専門員実務研修受講試験の実施状況について』, 厚生労働省(2011)『第14回介護支援専門員実務研修受講試験の実施状況について』。

10

## 4 介護支援専門員に対する研修のあり方について

### (1) 実務研修の前と実務研修の中で, 現場研修を義務化する

- ① 地域ケア(在宅ケア)の実務経験のない者については, 事前に1日程度の現場研修(見学も可)を
- ② 実務研修カリキュラムの中に, 地域包括支援センター, 特定加算取得事業所での1日程度の実務研修を

### (2) 研修の実施

#### ① 都道府県の努力

##### ア 研修実施団体の選定

- 実力のある団体を選定すること
- 講師の選定に関わること

研修内容のより高い水準での平準化のために

##### イ 講師選定基準の作成

##### ウ モデル授業の実施

11

## 4 介護支援専門員に対する研修のあり方について

### ② 研修実施団体の努力

#### 適切な研修の実施

ア 一部科目を除きケアマネジメントを熟知している講師を選定すること

イ 研修担当者は、研修の場面に参加し、研修内容を総合的に評価すること

#### ウ 事後評価の実施

- 研修終了後には受講者の評価を求め、次回の研修計画に活用すること
- 研修終了後には講師自身の事後評価を求め、次回の研修計画に活用すること

#### エ 講師との連絡・懇談会の開催

12

## 5 介護支援専門員の実力向上のための努力

— 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会における認定ケアマネジャー制度 —

### (1) 認定ケアマネジャーとは

- 日本ケアマネジメント学会が認定する制度であり、平成15年に創設
- 一定の要件を満たす介護支援専門員のうち、日本ケアマネジメント学会が行う資格試験に合格した者
- 本制度の普及を図るため、「認定ケアマネジャーの会」を平成18年に結成

13

## 5 介護支援専門員の実力向上のための努力

— 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会における認定ケアマネジャー制度 —

### (2) 認定ケアマネジャー育成の目的

より高度なケアマネジメント能力を修得するための自己研鑽の場を提供し、介護支援専門員に対する実践的な支援及び指導ができるような質の高い人材の育成を目指すものである。

14

## 5 介護支援専門員の実力向上のための努力

— 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会における認定ケアマネジャー制度 —

### (3) 「認定ケアマネジャー」の認定

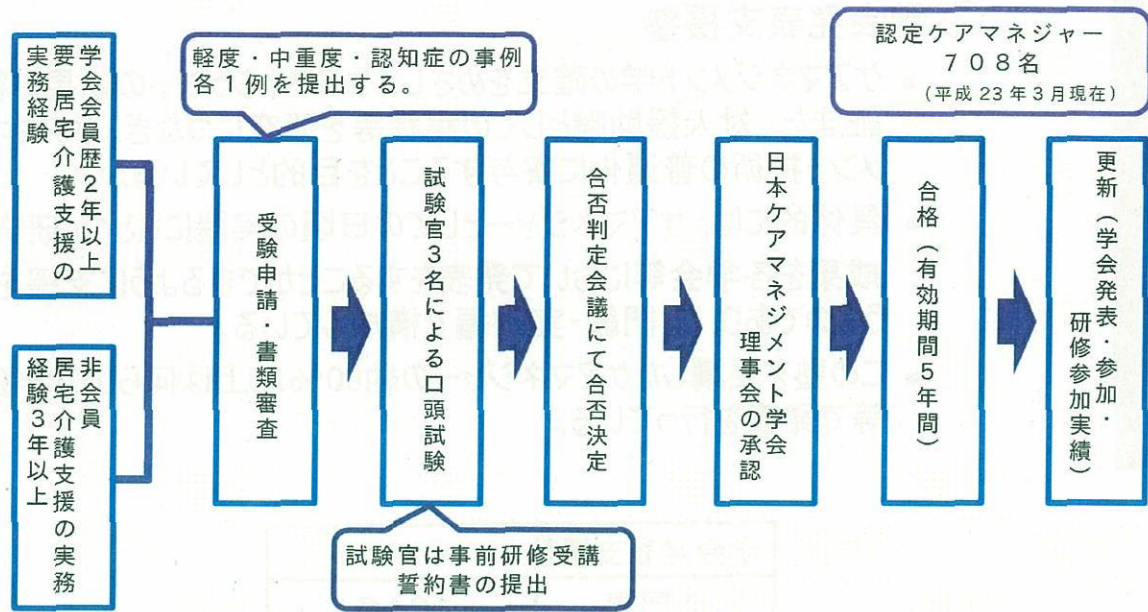
介護保険法に定める介護支援専門員であって、居宅介護支援の経験を有する者であること。さらに人格・識見をそなえ、次の条件のいずれかを満たしている者であって、本学会の実施する資格試験に合格した者

- 日本ケアマネジメント学会会員においては、会員歴を2年以上有する者
- 本学会非会員においては、居宅介護支援における介護支援専門員として3年以上の実務経験を有する者
- 認定ケアマネジャー試験の流れ(別紙)

15



## 認定ケアマネジャー試験の流れ



16

### (4) 認定ケアマネジャーの会の活動

#### ① 研修事業

##### ■ スーパーバイザー養成講座

- 主任介護支援専門員の研修のみでは、スーパーバイザーとしての知識・技術は不十分である。
- 主任介護支援専門員のスキルアップと真のスーパーバイザーの育成を目的として、基礎編・応用編・実践編・フォローアップ編の4段階の構成で実施している。
- 主任介護支援専門員等がスーパービジョンの技術を修得し、地域及び事業所などでスーパーバイザーとして活躍できるよう、対人援助技術等の向上を支援する。

第5回までのスーパーバイザー養成講座受講者数

研修の区分	参加者数
①基礎編	304名
②応用編	271名
③実践編	216名
④フォローアップ編	82名

17

## 5 介護支援専門員の実力向上のための努力

— 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会における認定ケアマネジャー制度 —

### ② 学会発表支援塾

- ケアマネジメント学の確立をめざし、ケアマネジメントの効果の検証、また、対人援助職としての実践等を研究につなぎ、ケアマネジメント技術の普遍化に寄与することを目的としている。
- 具体的には、ケアマネジャーとしての日頃の実践にもとづく研究成果を各学会等において発表をすることができるように支援を行うものであり、入門編・実践編で構成している。
- この塾を受講したケアマネジャーの約60%以上は何らかの学会等で発表を行っている。

学会発表支援塾	
入門編	134名
実践編	115名

平成22年10月～(第1～3回目まで)の実践

18

## 5 介護支援専門員の実力向上のための努力

— 一般社団法人 日本ケアマネジメント学会における認定ケアマネジャー制度 —

### ③ 全体研修会

年1回、認定ケアマネジャーの会主催にて全体研修会を開催している。

認定ケアマネジャーの会全体研修会	
第1回(横浜)	認定ケアマネジャー会員 123名 非会員4名
第2回(東京)	認定ケアマネジャー会員 130名 非会員27名
第3回(東京)	認定ケアマネジャー会員 119名 非会員71名

19

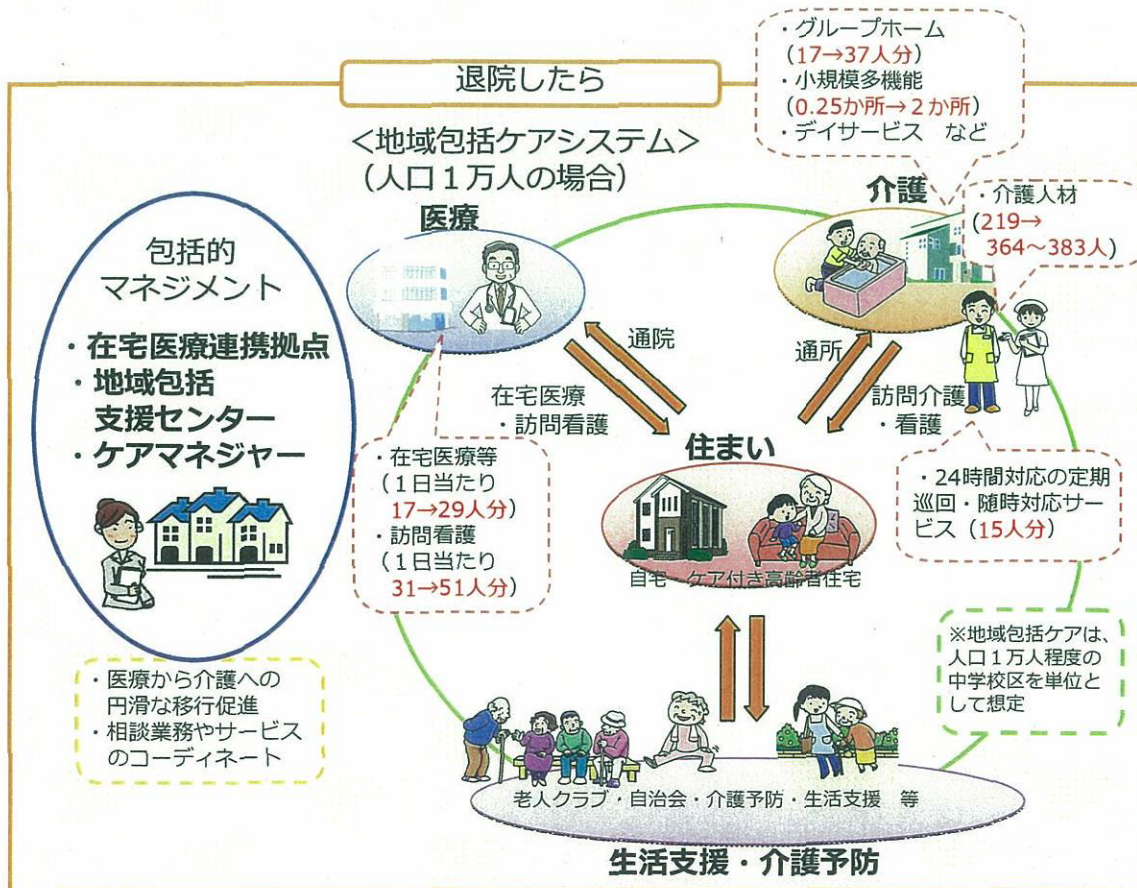
## 6 その他

### (1) ケアマネジメント機関の見直しと統合

- 居宅介護支援事業所
- 地域包括支援センター
- 障害者自立支援法にもとづくケアマネジメント機関

### (2) 包括ケアシステムにおけるケアマネジメント推進

特に 認知症の人の在宅ケア推進のために



※数字は、現状は2012年度、目標は2025年度のもの

(資料出所) 社会保障・税一体改革関係5大臣会合(平成23年12月30日) 厚生労働省配布資料

